

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により事業収入が減少した中小企業者等に対する固定資産税等の軽減措置チェックリスト

① 以下の項目について確認してください

項目	はい	いいえ																																		
中小企業者・小規模事業者に該当していますか？ ※中小企業者・小規模事業者とは 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人 または 従業員1,000人以下の資本または出資を有しない法人 または 従業員1,000人以下の個人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																		
大企業の子会社ではありませんか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																		
新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、令和2年2月から10月までの間のいずれかの連続する3ヶ月の事業収入を前年の同期と比較すると、30%以上減少（小数点以下切り捨て）していますか？ ※例	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">連続する3ヶ月</th> <th colspan="3">令和2年</th> <th colspan="3">前年同期＝平成31年</th> </tr> <tr> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業収入</td> <td>60</td> <td>50</td> <td>60</td> <td>80</td> <td>90</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td colspan="3">170…ア</td> <td colspan="3">260…イ</td> </tr> <tr> <td>減少率</td> <td colspan="6">ア÷イ＝0.653…÷65%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">35%減少したことになります。</p>	連続する3ヶ月	令和2年			前年同期＝平成31年			2月	3月	4月	2月	3月	4月	事業収入	60	50	60	80	90	90	計	170…ア			260…イ			減少率	ア÷イ＝0.653…÷65%						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
連続する3ヶ月		令和2年			前年同期＝平成31年																															
	2月	3月	4月	2月	3月	4月																														
事業収入	60	50	60	80	90	90																														
計	170…ア			260…イ																																
減少率	ア÷イ＝0.653…÷65%																																			
事業用家屋、償却資産を保有していますか？ ※住宅用家屋、土地は軽減の対象にはなりません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																		
風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいませんか？ ※営んでいなければ「はい」、営んでいるなら「いいえ」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																		

② ①の項目がすべて「はい」になったら「認定経営革新等支援機関等」に依頼し、申告書裏面の「【認定経営革新等支援機関等確認欄】」に確認を受けてください。

項目	はい	いいえ
申告書（両面印刷1枚＋別紙）に必要事項を記入しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
誓約事項（申告書裏面）の内容を確認し、その内容に間違いはありませんか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
認定経営革新等支援機関等で確認を受ける申告書と、その内容の確認を受けるための必要書類は添付しましたか？ ※提出書類 ①申告書 ②収入減を証する書類（会計帳簿や青色申告決算書の写しなど） ③特例対象家屋の事業割合を示す書類（青色申告決算書など） （注）収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類も必要になります。（☆）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

- ③ ②に確認を受けたら令和3年2月1日（月）（必着）までに申告書と必要書類を市役所資産税課に提出してください。

項目	はい	いいえ
提出する申告書には「認定経営革新等支援機関等」の確認は受けてありますか？ ※原本を提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
収入減を証する書類（会計帳簿や青色申告決算書など）を添付してありますか？ ※コピー可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
特例対象家屋の事業用割合を示す書類（青色申告決算書など）を添付してありますか？ ※コピー可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類は添付してありますか？（☆） ※コピー可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
認定経営革新等支援機関等の確認を受けた後、対象となる資産に異動・取得（増減）はありませんか？ ※異動・取得があった場合は、改めて認定経営革新等支援機関等の確認を受けてください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
毎年行われる償却資産の申告は行ってありますか？ ※償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したことになります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
令和3年2月1日（月曜日）までに津市役所資産税課に必着で提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

「いいえ」にチェックが入る場合は軽減を受けられない事がありますので注意してください。

（☆）中小企業庁「固定資産税等の軽減措置に関するQ&A集」より

Q 賃貸業（ビル、マンション、アパート等）を営む事業者が、賃料を猶予や減額したことによって、事業収入が減少した場合も対象になるのか。

A 新型コロナウイルス感染症に起因する事業収入の減少であれば、賃料の猶予や減額によって事業収入が減少した場合においても、対象になります。

例えば、特例の適用を判断する令和2年の3か月間と、前年の同3ヶ月間で全く同じ賃貸を行っている場合、令和2年の賃料を値引きしたときには、売上が減少することとなります。

ただし、テナント等の賃料支払いを猶予したことによる収入減少をもって本措置の適用を受けようとする場合、3か月分以上の賃料を、それぞれの賃料の支払期限から3ヶ月以上猶予していること（※）が必要となります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により賃料支払いを猶予したことを証する書面の提出が必要になりますので、下記国土交通省のHP内別添5の様式を参考に書面を作成してください。（様式はあくまで一例であり、個別の合意内容・状況等に応じて編集可能です。）

（※）例えば3～5月分の賃料を猶予した場合、猶予された分の賃料は、3月分は6月以降に、4月分は7月以降に、5月分は8月以降に支払われる必要があります。猶予した3～5月分の賃料を、例えば6月に一括払いとする場合は適用の対象となりません。

詳細は、国土交通省のHP

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk3\\_000166.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000166.html)

7月7日付 事務連絡、別添5、6をご参考ください。